

「マンガ等のポップカルチャー活用に関するプロトタイプ施設 企画・運営・調査分析業務」に係る公募型企画競争の実施について、下記のとおり告示する。

令和 6 年（2024 年）7 月 12 日

札幌市長 秋元 克広



1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目
まちづくり政策局プロジェクト担当部プロジェクト担当課
電話（011）211-2775

2 公募型企画競争に対する事項

(1) 業務名

マンガ等のポップカルチャー活用に関するプロトタイプ施設 企画・運営・調査分析業務

(2) 業務内容

本市では、令和 4 年度に、マンガを核とした図書・情報館の機能（以下「ライブラリー機能」という。）、原画等の展示・保管機能（以下「ミュージアム機能」という。）及びコンテンツビジネスの実施機能（以下「ビジネス機能」という。）の三機能がそれぞれに好影響を与える持続可能な事業スキームの実現可能性について調査（以下「可能性調査」という。）を実施した。

可能性調査においては、マンガ等を活用した事業の実施により、札幌の文化や魅力を発信し、産業振興や観光誘致に大きな効果を生み出す可能性があるとされた一方で、札幌市の財政負担が不可欠となる拠点整備・運用について市民理解を得るために、拠点施設のイメージが伝わる展覧会の開催やミニライブラリーを設置することなどを通じ、機運の醸成を図っていくことが必要とされた。

この結果を踏まえ、令和 5 年度にはマンガ等のポップカルチャーに関連した二つの企画展を実施し、市民の期待度やニーズ、札幌市にもたらす経済的な効果等を調査したところであり、今年度においては、これに加えて、ライブラリー機能、ミュージアム機能、ビジネス機能の三機能が有機的に連動するプロトタイプ施設を運用し、札幌ならではのマンガ等のポップカルチャーを活用した独自の在り方について検証を行う。

(3) 履行期間 契約締結の日から令和 7 年 2 月 28 日まで

3 参加資格

- (1) 札幌市の競争入札参加資格「物品・役務」のうち「一般サービス」の登録業者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規程に該当しないこと。
- (3) 企画提案書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日付財政局理事決裁）の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再

生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者(手続き開始の決定後の者は除く。)等経営状況が著しく不健全な者でないこと。

4 企画書等の提出方法等

(1) 提出方法

持参又は郵送とする。

(2) 提出期間

令和6年7月12日(金)から令和6年7月26日(金)正午までの土曜日、日曜日及び祝日を除く日。受付時間は8時45分から17時15分までとする。

(3) 提出先

上記1のとおり。

5 提案説明書の交付方法

令和6年7月12日(金)からまちづくり政策局政策企画部ホームページにて公開する。

6 選定方法

(1) 一次審査(書類審査)

提出された書類を企画競争実施委員会により審査する。提出者が少数の場合は省略する場合がある。

(2) 最終審査(ヒアリング)

企画競争実施委員会においてヒアリングを実施する。最低基準点を超えた者のうち、委員の評価の合計点数が最も高い企画提案を契約候補者とする。

7 その他

(1) 以下の場合には、実施委員会において審査のうえ、失格となることがある。

ア 提出書類に虚偽の記載、その他不正の行為をした者

イ 本要領に定める手続き以外の手法により、実施委員会の委員及び市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者

ウ 本企画競争の手続き期間中に指名停止を受けた者

エ 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領及び各様式の留意事項に適合しなかった者

オ 審査の公平性を害する行為を行った者

カ その他、提案説明書等に定める手続、方法等を遵守しない者

(2) 企画競争に係る一切の経費は、参加者の負担とする。

(3) 提出された企画提案書等は返却しない。

(4) 提出された企画提案書の訂正・追加・再提出は認めない。

(5) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。

(6) 詳細は提案説明書による。